

# 昭和36年4月2日以降生まれの方の年金制度 と今後の手続について

令和3年度末に定年退職する公立学校の教職員の皆さま ※1 に、  
老齢厚生年金制度のご説明をいたします。

※1 今回説明する内容は、昭和36年4月2日以降生まれの方を対象とするものです。  
生年月日が昭和36年4月1日以前の方は、制度が異なります。



自分はいつから年金がもらえるのか？

## 1 老齢年金の種類と支給開始年齢

### 老齢年金の種類

公務員の年金は以下のような種類があり、「3階建て」構成になっています。皆さまはすべての種類の年金を**65歳から**受け取ることができます。

3階	新3階	年金払い退職給付	平成27年10月から開始された制度で65歳から支給 <b>支給停止</b> 再任用フルタイムや、臨時的任用教員等の公立学校共済組合員として働く間（公務員厚生年金加入中）は、65歳になっても支給されません。退職等により、公立学校共済組合員でなくなった後に支給が開始されます。
	旧3階	経過的職域加算額 旧共済年金の 職域年金相当部分	平成27年9月までの公務員期間に応じて65歳から支給 <b>支給停止</b> 再任用フルタイムや、臨時的任用教員等の公立学校共済組合員として働いている間（公務員厚生年金加入中）は、全額支給停止されます。退職した場合や、公立学校共済組合員ではない非常勤教員等として働く場合は、全額支給されます。
2階		老齢厚生年金 (被用者年金)	働いていた期間と報酬額に比例した年金が65歳から支給 <b>支給調整</b> 厚生年金保険（公務員厚生年金、一般厚生年金、私学厚生年金）に加入して働く場合は、総収入額に応じて、老齢厚生年金の全額または一部の支給が停止になります。
1階		老齢基礎年金 (国民年金)	すべての国民に共通する年金制度で65歳から支給 満額（20～60歳の40年間加入）で年額780,900円（令和3年度） 満額 × 国民年金加入月数 / 480月（40年間）が支給されます。 <b>支給調整</b> 支給調整はありません。

### 年金を決定・支給する実施機関

年金を決定・支給する組織を「実施機関」と呼びます。

階級	公的年金等	実施機関	加入者
新3階	年金払い退職給付	国家公務員共済組合・地方公務員共済年金	公務員厚生年金加入者
2階	厚生年金	私学厚生年金	私立学校振興・共済事業団 私立学校教員
		公務員厚生年金 (経過的職域加算含む。)	国家公務員共済組合 国家公務員 地方公務員共済年金 〔公立学校共済組合 東京都職員共済組合等〕 地方公務員等 公立学校教職員等 (再任用フルタイム、臨時的任用教員等)
		一般厚生年金	日本年金機構(年金事務所) 民間勤務や非常勤教員等
1階	国民年金(基礎年金)	日本年金機構(年金事務所)	20～60歳の全国民

### 厚生年金の支給調整と支給停止調整額

働きながら老齢厚生年金を受け取る場合、月の収入額が47万円以上になると老齢厚生年金の額が減額になります。

年金の種類	公務員共済の組合員 (再任用フルタイム・臨時的任用教員等)	一般厚生年金保険加入者 (再任用短時間・非常勤教員等)
年金払い退職給付	全額支給停止(在職中のため)	全額支給
経過的職域加算額	全額支給停止(在職中のため)	全額支給
老齢厚生年金	再就職先の賃金等と老齢厚生年金(月額)の合計額が <b>47万円</b> を超えた場合、 超えた額の1/2の年金が支給停止	

### 支給停止額の計算方法

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{毎月の賃金} \\ \text{(標準報酬月額)} \end{array} + \begin{array}{l} \text{過去1年間の} \\ \text{ボーナスの1/12} \end{array} + \begin{array}{l} \text{老齢厚生年金} \\ \text{の月額} \end{array} \right\} - \begin{array}{l} \text{支給停止額} \\ \text{47万円} \end{array} \times 1/2 = \text{支給停止額}$$

$$\text{老齢厚生年金の月額} - \text{支給停止額} = \text{老齢厚生年金支給額} ※3$$

※3 支給停止額が老齢厚生年金の月額以上になる場合、老齢厚生年金の全部が支給停止

次ページ

私の年金はいくら？

老齢年金の見込額



## 2 老齢年金の見込額を知る方法

公立学校共済組合では、お電話で個人の年金額をお教えすることはありません。  
ご自身で確認いただくこととなりますので、老齢年金の見込額を知る方法をご案内します。

### ねんきん定期便(すべての実施機関の見込額が掲載)

公立学校共済組合では誕生月の月末に、年1回、組合員の方に年金加入期間や老齢年金見込額などの情報をお知らせする「ねんきん定期便」をご自宅宛てに送付しています。

基礎年金番号		私学共済の加入者番号		見本		
1234567890				記載されている金額は年額です。		
1. これまでの年金加入期間 (老齢年金の受け取りには、原則として120月以上の受給資格期間が必要です。)						
国民年金(a)		船員保険(c)		年金加入期間合計(未納月数を除く)	合算対象期間等	受給資格期間
第1号被保険者(未納月数を除く)	第3号被保険者	国民年金計(未納月数を除く)	0月	(a+b+c)	(d)	(a+b+c+d)
0月	0月	0月	0月	451月	0月	451月
厚生年金保険(b)						
一般厚生年金	公務員厚生年金(国家公務員・地方公務員)	私学共済厚生年金(私立学校の教職員)	厚生年金保険計			
0月	451月	0月	451月			
①「第1号被保険者(未納期間を除く)」欄には、この「ねんきん定期便」の作成年月日以降の国民年金保険料の前納期間の月数も含めて表示しています。 ②(d)欄には、「国民年金の任意加入期間のうち保険料を納めていない期間(任意加入未納期間)」および「特定...」の任意加入未納期間の月数は参考であり、年金を請求するときに書類による確認が必要です。						
2. 老齢年金の種類と見込額(1年間の受取見込額)						
受給開始年齢	歳~	老齢厚生年金見込額			歳~	65歳~
(1)国民年金		特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	老齢基礎年金	733,721円
(2)厚生年金保険		(報酬比例部分)	円	(報酬比例部分)	円	老齢厚生年金
一般厚生年金期間		(定額部分)	円	(定額部分)	円	(経過加算部分)
公務員厚生年金期間(国家公務員・地方公務員)		(報酬比例部分)	円	(報酬比例部分)	円	(報酬比例部分)
		(定額部分)	円	(定額部分)	円	(経過加算部分)
		(経過加算部分(共済年金))	円	(経過加算部分(共済年金))	円	(経過加算部分)
私学共済厚生年金期間(私立学校の教職員)		(報酬比例部分)	円	(報酬比例部分)	円	(経過加算部分)
		(定額部分)	円	(定額部分)	円	(経過加算部分)
		(経過加算部分(共済年金))	円	(経過加算部分(共済年金))	円	(経過加算部分)
(1)と(2)の合計			円		円	2,358,133円

### 給付算定基礎額残高通知書

年金払い退職給付(新3階部分)の支給金額の目安として、毎年7月下旬に、ご自宅宛てに送付しています。

### 地共済年金情報Webサイト(公務員厚生年金期間分のみ)

「地共済年金情報Webサイト」では、公務員厚生年金期間(平成27年9月以前の期間を含む)におけるご自身の年金加入記録や将来の年金見込額などの情報をインターネットでご覧いただけます。

閲覧するには、利用申込みが必要となります。

<https://www.chikyosai-nenkin-web.jp/FN009001/OP009001001BL.do>



### 郵送による年金見込額試算(公務員厚生年金期間分のみ)

50歳以上の組合員を対象に、年金見込額の試算を行っています。

便箋などに、「年金見込額試算希望」、氏名、生年月日、所属、職員番号、連絡先電話番号、退職予定日(再任用フルタイム終了日等)を記入し返信用封筒(84円切手貼付)を添えて、年金担当宛てに送付してください。

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1  
東京都教育庁福利厚生部  
給付貸付課 年金担当

### 年金等相談コーナー ※感染症対策等により、現在は受付を休止しております。

「年金等相談コーナー」では50歳以上の組合員を対象に、公的年金、退職手当、退職後の医療保険制度について各担当と個別に相談することができます。事前予約が必要ですので、希望日の1週間前までに年金担当にお申込みください。

☎03-5320-6828  
(年金担当直通)

## 3 今後の老齢年金関係手続

年金の手続は、定年退職後の働き方で異なります。公立学校教員ひとすじ!

	再任用フルタイムになる 花子さん 生年月日 昭和35年7月4日 勤務予定 5年満了まで再任用フルタイム	非常勤教員になる 太郎さん 生年月日 昭和36年2月19日 勤務予定 63歳まで非常勤教員
定年退職時	<input checked="" type="checkbox"/> 引き続き公立学校共済組合員(公務員厚生年金に加入)のため、 年金関係の手続はありません。	<input checked="" type="checkbox"/> 公立学校共済組合(公務員厚生年金)から、一般厚生年金に変わるため、 「退職届書(年金待機者登録通知書)」提出
65歳	<input checked="" type="checkbox"/> 共済組合東京支部から所属に送付される「老齢厚生年金※」および「老齢基礎年金」の請求書を提出 ※公務員厚生年金に加入しているため、支給調整対象	<input checked="" type="checkbox"/> 共済組合本部から自宅住所に送付される「老齢厚生年金※」および「年金払い退職給付」の請求書を提出 ※63歳で非常勤教員勤務を終了しているため、支給調整なし
フルタイム終了時	<input checked="" type="checkbox"/> 共済組合東京支部から所属に送付される「退職改定請求書」および「年金払い退職給付」の請求書を提出	<input checked="" type="checkbox"/> 日本年金機構から自宅住所に送付される「老齢基礎年金」請求書を提出



年金は「請求主義」です。

在職中に支払い続けてきた年金の保険料は、皆さまご自身が、請求の手続を行うことで、年金として受け取ることができます(所属の事務担当はお手伝いできません)。各実施機関から送付される「請求書」や添付書類を確実に提出することが大切です。

## 4 老齢年金の諸制度

老齢年金には、本人の希望や特定の条件に該当する場合に受けられる制度や特例があります。該当する制度や特例を受けるためには、自身で申請をする必要があります。

### 60歳からの繰上げ支給 / 65歳からの繰下げ支給

- ▶ 60歳以降であれば、希望により1月あたり0.5%の割合で減額された老齢年金を請求することができます。
- ▶ 65歳からの老齢年金を、66歳以降の希望する月から繰下げ受給することができます。繰り下げると1月あたり0.7%の割合で増額されます。ただし、支給調整で停止となっている老齢年金は繰下げ増額の対象とはなりません。

本記事の内容は現時点の制度に基づいています。

詳細について、令和3年度末に定年退職する皆さまには令和3年8月に「年金手続等説明会〜年金制度及び退職後に必要な手続について〜」をお配りしています。

それ以外の皆さまは公立学校共済組合東京支部ホームページでご覧いただけます。

<https://www.kouritu.or.jp/tokyo/tetsuduki/kyosai/kyosai/index.html>



問合せ先 給付貸付課年金担当 ☎03-5320-6828